

さつま町告示第 47 号

さつま町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱を次のように定めた。

平成23年 4月 1日

さつま町長 日高 政勝

さつま町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、さつま町建築物耐震改修促進計画（平成21年4月策定）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において木造住宅耐震改修工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、さつま町補助金等交付規則（平成17年さつま町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 さつま町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成23年さつま町告示46号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第2号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断補助要綱第2条第3号に規定する建築士事務所の設計及び監理に係る工事で、耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）による上部構造耐力の評点が1.0未満であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事（これに伴う実施設計及び工事監理を含む。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 耐震改修工事を行う木造住宅の居住者又は所有者であること。
- (2) 前号の木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震改修工事の実施について同意していること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、耐震改修工事に要する経費（実施設計費及び工事監理費を含む。）とする。ただし、延べ面積に1平方メートル当たり32,600円を乗じた額を上限とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 交付対象経費総額に相当する額に100分の23を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）。ただし、木造住宅1棟につき30万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 補助金の交付回数は、木造住宅1棟につき1回とする。

（耐震改修工事内容の協議）

第6条 耐震診断補助要綱に基づき補助金の交付を受けた木造住宅の耐震改修工事に係る補助金の交付申請をしようとする者は、耐震改修工事の実施に関する契約を施工者と締結する前に、町長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

2 耐震診断補助要綱に基づき補助金の交付を受けていない木造住宅の耐震改修工事に係る補助金の交付申請をしようとする者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士又は鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者が作成した耐震診断の報告書により、その内容について町長と事前に協議しなければならない。

（中間検査等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、耐震改修工事における主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、耐震改修工事中間検査申請書（第1号様式）に関係書類を添えて町長に提出し、中間検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、耐震改修工事が適切になされているか速やかに中間検査を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による中間検査の結果を、当該補助事業者に対して耐震改修工事中間検査結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 町長は、中間検査の結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、耐震改修工事を適切に行うよう指示するものとする。

5 前項の規定による指示を受けた補助事業者は、その指示に対する是正について町長の確認を受けなければ、中間検査後の工程に係る工事を施工してはならない。

6 町長は、補助事業者が第4項の規定による指示に従わない場合は、当該補助事業者に対する補助金交付決定を取り消すことができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

耐震改修工事中間検査申請書

さつま町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

さつま町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記の木造住宅の中間検査を申請します。

記

1. 所在地 さつま町
2. 建築士事務所
事務所名 _____
事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号
代表者名 _____ ⑩
所在地 _____
電話番号 _____
耐震診断技術者氏名 _____ ⑩
講習会受講番号 _____
3. 中間検査の工程に達する日 _____ 年 月 日 (予定)
4. 添付書類
 - (1) 設計監理業務契約書の写し
 - (2) 耐震改修工事請負契約書の写し
 - (3) 耐震改修図面
 - (4) その他必要と認める図書

年 月 日

耐震改修工事中間検査結果通知書

様

さつま町長



さつま町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり木造住宅の中間検査の結果を通知します。

記

1. 所在地 さつま町

2. 中間検査日 年 月 日

3. 検査結果

- 検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていると認めます。
- 検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認められるため、以下のとおり指示します。